

## 函館市特定教育・保育質向上事業給付金支給要領

### (目的)

第1条 この要領は、函館市特定教育・保育質向上事業給付金支給要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (申請方法)

第2条 要綱による給付を受ける施設は、函館市特定教育・保育質向上事業費給付申請書（別記第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 当該給付の申請は、事業年度終了後の施設型給付費の加算適用申請と合わせて行うものとし、実績に基づいて申請することを基本とする。

### (給付要件)

第3条 要綱第2条に定める配置基準職員数を超えて配置している保育士等とは、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成27年府政共生第350号。以下この条において「留意事項」という。）第4 充足すべき職員数の算定方法についての規定により算定された値（常勤換算値は小数点以下第1位を四捨五入）から留意事項別紙1から別紙4までに規定される公定価格における充足すべき保育士等の職員数を除した値とする。

### (事業内容)

第4条 特定教育・保育施設等における質向上事業は次に掲げる各号のいずれかの事業とする。

- (1) 特別な支援を必要とする子どもに対する教育・保育
- (2) 自然科学に関する教育・保育
- (3) 体育・スポーツに関する教育・保育
- (4) 芸術・芸能・文化に関する教育・保育
- (5) その他市長が認める教育・保育

### (補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、函館市特定教育・保育質向上事業の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は平成27年7月22日から施行する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式

函館市特定教育・保育質向上事業給付申請書

年 月 日

函館市長 様

住所  
申請者 法人名  
施設名  
施設長名

函館市特定教育・保育質向上事業の実施に関する給付を受けたいので、函館市特定教育・保育質向上事業給付金支給要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 対象年月            年        月分
2. 実施事業（該当項目にチェック）
  - (1) 特別な支援を必要とする子どもに対する教育・保育
  - (2) 自然科学に関する教育・保育
  - (3) 体育・スポーツに関する教育・保育
  - (4) 芸術・芸能・文化に関する教育・保育
  - (5) その他市長が認める教育・保育
3. 加配職員数

項目	配置基準職員数 A	常勤換算値 B	超過職員数 C (B - A)	給付対象職員数 D
人数	人	人	人	人

※一時預かり事業（一般型・幼稚園型）および地域子育て支援拠点事業の専任職員を除く

4. 事業費給付申請額                                    金                                    円
- (5. 市有地賃借料                                    金                                    円)
- (6. 申請額合計                                    金                                    円 (4 + 5) )

- ※ 上記3の超過職員数が2人を超えるときの給付対象人数は2人を上限とする。
- ※ 上記5および6は函館市立保育所の民営化により、社会福祉法人等に移管した特定教育・保育施設等であって、施設の敷地として市有地を賃借している施設等に対して適用する。